

## 令和7年度河北町町内会除雪機購入事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の共助による除排雪を推進し、雪に強く住みやすい地域づくりのため、町内会が除雪機を購入する事業を行う経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪機 地域共助のために実施する除排雪を目的とした機械をいう。
- (2) 町内会 河北町区長設置規則（昭和60年規則第5号）に基づく区をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内会とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、町内会が単独又は複数で行う除雪機を購入する事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 除雪機（本体）
- (2) 除雪機本体の専用付属部品。ただし、除雪機本体と併せて購入する場合に限る。
- (3) 除雪機本体の専用保管用カバー。ただし、除雪機本体と併せて購入する場合に限る。
- (4) 除雪機本体の購入に係る運搬又は設置手数料
- (5) その他町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、1町内会あたり50万円を限度とする。複数の町内会で合同で実施する場合も同様とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、規則の様式第1号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 見積書
- (3) 保管場所所在図・配置図
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補助対象事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象経費を変更しようとするときは、令和7年度河北町町内会除雪機購入事業費補助金変更交付承認申請書（様式第2号）に必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更内容が、補助金交付決定額の2割以内の減額となるものを除く。

2 町長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、相当と認めるときは、令和7年度河北町町内会除雪機購入事業費補助金変更交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、事業完了後1月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに規則の様式第3号の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
- (2) 領収証の写し
- (3) 購入した除雪機の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する